

I 農地の借入れによる企業等の農業参入

農業者の高齢化や世代交代が進む中で、受け手不在で耕作放棄地が増加している等の状況を踏まえ、農地を貸しやすく、借りやすくすることにより、農地を利用する者の確保・拡大を図るため、農地の貸借規制を見直すことなどを内容とする農地制度の改正が行われ、一般企業等農業生産法人以外の法人が農地を借り入れて農業に参入できるようになりました【農地法等の改正(平成21年12月15日施行)】。

概要

○ 参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人であっても使用貸借又は賃貸借により農地を借り入れることができます。(※所有権の取得はできません。)

※ 農業生産法人とは、農地法上、所有権を含めた農地の権利を取得できる要件を備えた法人です。

○ 参入できる区域等【拡大】

旧制度下では県下7市町の一部区域のみでしたが、地元調整が整う県下全41市町の全農地が対象となりました。

※ **周辺農地の利用に支障を生じないこと等、農地法に基づく農業委員会等による許可に必要な要件を満たさない場合は借り入れることはできません。**

○ 農地の借入れ

農業委員会等による農地法第3条の許可又は市町村による農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の公告により、農地所有者から農地を借りることができます。



○ その他

借り入れた農地を適正に利用しないなどの場合には、貸借契約が解除され、あるいは許可等が取り消される仕組みとなっていますが、許可等を受けた際の要件を遵守し、農地を適正に利用している限りそのようなことはないのです。貸借期間中は安心して農地を利用できます。

また、期間満了時には、農地所有者等の了解を得た上で、貸借の更新や借入期間の延長をすることが可能です。

Ⅱ 農業生産法人以外の法人による借入れの許可要件等

農業を行うために農地を借り入れる際には農業委員会、市町等の許可等が必要となります。手続については、農地が所在する農業委員会、市町等にご相談下さい。

許可に必要な要件の概要は次のようになっています（農用地利用集積計画による場合もこれに準じた要件が伴います）。なお、農業委員会等は許可等を行う際に、借り手に対し、毎年、農地の利用状況について報告する旨の条件を付けます。

